

2022年8月8日

福島県知事
内堀 雅雄様

日本共産党参院議員 岩渕 友
日本共産党福島県議会議員団
団長 神山 悦子
宮川えみ子
宮本しづえ
吉田 英策
大橋 沙織
日本共産党二本松市議団
団長 斎藤 広二
平 敏子
菅野 明
日本共産党喜多方市議団
団長 小沢 誠
矢吹 哲哉

8月3、4日の記録的集中豪雨被害対策に関する申し入れ

8月3日から4日にかけて本県をはじめ東北、北陸地方の広範な地域に線状降水帯が発生、短時間にかつて経験したことのない降雨量が観測され各地に甚大な被害をもたらしました。

日本共産党は、岩渕友参院議員をはじめ、県議団、市議団が7日二本松市岩代加藤木地区太陽光設備によると思われる被害箇所、喜多方市磐越西線濁川鉄橋崩落箇所、及び同市内の住宅、道路、農地等の被災箇所、浸水被害を受けた特養ホームけいわ苑等の現地調査をおこないました。被災された住民の皆さんから被害の実態を伺うとともに、早期復旧、再発防止に向けた対策の実施について要望を受けました。

喜多方市では、遠藤忠一市長から現地で説明を受け要望を伺いました。被災者の多くが共通して語っていたことは、これまでの経験をはるかに超える降雨量と被害の規模で何十年の中で初めての被害だったということです。喜多方市では、24時間降雨量が276mmに達したと報告されました。

気候危機への対策は待ったなしとの警告が識者から発せられてきましたが、連続する異常気象による災害の続発は、その必要性を如実に示すものとなっています。

以下、現地調査を踏まえ次の事項について緊急に申し入れます。

一、二本松市岩代町加藤木地区太陽光発電設備設置箇所について

国道 459 号線が一時通行止めとなった被害は、この地区に設置された太陽光設備によるものと考えられます。ここの林地開発計画面積が 40 ヘクタールと環境アセスの義務付けがない箇所であるため、環境アセスも行われないうちに林地開発許可が出された所です。6 基の調整池が整備されていますが、調整池につながる水路が一部壊れていたため、調整池に雨水が流入しないようにされた状態で豪雨に見舞われたと見られます。隣接する墓地には大量の雨水・土砂が流れ込み、墓地の一部が完全に流失、国道 459 号線の道路のり面も崩落して土砂が国道を横切り移川に流れ込みました。そのため、一時国道は通行止めとなったものです。

太陽光発電設置に伴う不適切な雨水処理がこれらの被害を招いた原因であると言わなければなりません。

- ①二本松太陽光発電事業者に対して、直ちに破損した水路の復旧を行うよう指示すること。
- ②隣接する被災墓地の復旧を発電事業者が責任を持って行うよう指導すること。
- ③国道 459 号線の法面復旧工事を行うこと。
- ④太陽光発電箇所から流れる水量を受けるための下流水路の断面を拡張し、国道を横切る暗渠を拡張すること。
- ⑤林地開発許可要件の抜本的見直し等、従来の雨量に基づく調整池等の安全対策基準を今日の線状降水帯による記録的豪雨に対応できるよう、法体系の抜本的見直しを国に求めること。
- ⑥環境アセスの対象とならないメガ発電設備であっても、住民合意を前提に自然環境を保全し、地域共有の資源である再生可能エネルギーによる利益が地域に還流する仕組みをつくる条例の制定を急ぐこと。

二、喜多方市 J R 磐越西線濁川にかかる鉄橋崩落箇所について

この鉄橋は、磐越西線ができた当時からかかる土木遺産に指定されており、地域の重要な公共交通で多くの高校生などに利用されています。崩落の原因解明はこれからですが、日々生活の足として利用している住民は一日も早い復旧を願うとともに、当面の代替措置を求めています。

- ①復旧までの間のバス等による代替交通を J R 東日本の責任で確保するよう求めること。
- ②原因究明を急ぎ安全な復旧策を早期に構築するよう求めること。

- ③復旧に向けては、重要な公共交通機関であることから、国が必要な財源を確保するよう求めること。
- ④喜多方、野沢間は J R 東日本が発表した輸送密度 1,000 人未満の赤字区間に含まれるが、路線の廃止は行わないよう求めること。
- ⑤ J R 東日本は黒字の会社であり、公共交通機関としての社会的使命を自覚し地域住民の生活の足の確保に全力を尽くすよう求めること。

三、喜多方市内の被災箇所の復旧と被災者支援について

- ①山都町相川、白子地内の農地被害については、早期に災害査定を行い農地の早期復旧を支援すること。
- ②山都町舟岡地内の一ノ戸川の越水による農地被害箇所の復旧を支援するとともに、揚水ポンプの復旧を支援すること。
- ③山都町沼の平の県道熱塩加納山都西会津線が崩落し、全く通行できなくなっている。観光客も多く訪れる箇所でもあることから、早期復旧を行うこと。農業用ため池の復旧についても早期に行うこと。
- ④山都町本木地内の県道一ノ木藤沢線法面崩落により住宅に甚大な被害が発生したことについて、被災家屋が住めない状態となったことから、因果関係を明らかにし住宅の再建を支援すること。土砂崩落した県道法面の復旧工事を行うこと。
- ⑤氾濫した河川に堆積した土砂を早期に除去するとともに、被災河川改修に早期に取り組むこと。
- ⑥塩川町の特養ホームけいわ苑、認定保育園のびやか園の一階部分が水没した被害について、復旧のための支援を行うこと。危険区域に立地する福祉施設の総点検と避難訓練の実施を促すこと。

四、一連の災害に対し、本県でも激甚災害指定を行うよう国に求めること。

五、県内で被災者生活再建支援法の対象要件を満たさない場合は、県独自の制度により同等の被災住宅支援を行うこと。

以上